

平成 24 年 4 月

平 成 2 3 年 中 の
薬 物 ・ 銃 器 情 勢

確定値

警察庁刑事局組織犯罪対策部

薬 物 銃 器 対 策 課

各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯などの違反態様別の数値には、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反を適用した検挙件数・人員は含まない。

本資料における「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員をいう。

目 次

第1章 薬物情勢

第1 薬物事犯の検挙状況	2
1 薬物事犯の検挙状況	2
2 薬物の押収状況	4
3 主な薬物事犯の傾向、特徴	5
(1) 覚醒剤事犯	5
ア 年齢層別の検挙状況	5
イ 初犯者の構成比率等	6
ウ 違反態様別の検挙状況	7
エ 覚醒剤の流通状況等	7
オ 覚醒剤事犯の主な特徴等	7
(2) 大麻事犯	7
ア 年齢層別の検挙状況	8
イ 初犯者の構成比率	9
ウ 違反態様別の検挙状況	9
エ 大麻事犯の主な特徴等	9
4 シンナー等有機溶剤事犯の検挙・補導状況	9
第2 薬物密輸入事犯の検挙状況	10
1 薬物別密輸入事犯の検挙状況	10
2 密輸入事犯における薬物の押収状況	12
3 薬物別密輸入事犯の傾向、特徴等	12
(1) 覚醒剤密輸入事犯	12
ア 態様別の検挙状況	13
イ 仕出国・地域別の検挙状況	14
ウ 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴	14
(2) 大麻密輸入事犯	14
ア 態様別の検挙状況	14
イ 仕出国・地域別の検挙状況	15
【覚醒剤密輸入事犯における「運び屋」の実態】	15
1 「運び屋」の多国籍・多様性	15
2 巧妙な隠匿方法	16
3 「運び屋」事犯へのナイジェリア人の関与	16
第3 薬物犯罪組織の動向	17
1 薬物密売の概要	17
2 暴力団構成員等	18
(1) 暴力団構成員等の検挙状況	18
ア 覚醒剤事犯	18
イ 大麻事犯	18
(2) 違反態様別の検挙状況	19
ア 覚醒剤事犯	19
イ 大麻事犯	19
3 来日外国人の営利犯の検挙状況	19

(1) 覚醒剤事犯	19
(2) 大麻事犯	20
第4 外国人の薬物事犯・国籍・地域別の検挙状況	20
第5 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故	21
1 薬物常用者による犯罪	21
2 薬物に起因する事故	22
第6 事例	23

事例目次

所持・使用等事犯

- 【事例1 - 1】女子高校生による覚醒剤所持事件
- 【事例1 - 2】公立中学校教員による覚醒剤所持事件
- 【事例1 - 3】開業医による覚醒剤使用事件
- 【事例1 - 4】死体遺棄被疑者による覚醒剤使用事件
- 【事例1 - 5】市職員による覚醒剤使用事件
- 【事例1 - 6】音楽イベント主催者による大麻・麻薬所持等事件
- 【事例1 - 7】自動車運転過失致傷被疑者による覚醒剤使用事件
- 【事例1 - 8】新生児の尿鑑定により発覚した覚醒剤使用事件

密売事犯

- 【事例1 - 9】暴力団幹部らによる覚醒剤密売事件
- 【事例1 - 10】暴力団幹部らによる覚醒剤密売事件
- 【事例1 - 11】密売用車両のための駐車場貸与による覚醒剤密売幫助事件
- 【事例1 - 12】イラン人による覚醒剤密売事件
- 【事例1 - 13】弁当配達を装った覚醒剤密売事件

密輸事犯

- 【事例1 - 14】中国人男女による覚醒剤密輸入事件
- 【事例1 - 15】暴力団幹部を首謀者とする覚醒剤密輸入事件
- 【事例1 - 16】輸入車の燃料タンクに覚醒剤水溶液を隠匿した覚醒剤密輸入事件
- 【事例1 - 17】カメルーン人による覚醒剤密輸入事件
- 【事例1 - 18】フィリピン人船員による船舶利用の覚醒剤密輸入事件
- 【事例1 - 19】中国人船員による船舶利用の覚醒剤密輸入事件

薬物乱用者による犯罪

- 【事例1 - 20】覚醒剤乱用者によるひったくり事件
- 【事例1 - 21】覚醒剤乱用者による殺人未遂事件
- 【事例1 - 22】覚醒剤使用の発覚をおそれた保護責任者遺棄致死等事件
- 【事例1 - 23】覚醒剤乱用者による建造物損壊等事件

【サイバー空間における薬物情勢】	27
1 インターネットを利用した薬物密売事犯（広告違反、あおり・唆しのみの事犯を含む。）の検挙状況	27
2 インターネットを利用して薬物を購入した者の検挙状況等	28

第2章 銃器情勢

第1	銃器犯罪情勢	29
1	銃器発砲事件	29
(1)	発生状況	29
(2)	銃種別の発生状況	30
2	銃器使用事件	30
(1)	銃器使用事件の認知状況	31
(2)	銃器使用事件の検挙状況	31
第2	銃器事犯取締状況	31
1	拳銃等の押収状況	31
(1)	拳銃の押収状況	31
(2)	銃種別押収状況	33
(3)	自首減免の対象となった拳銃の押収状況	33
(4)	小銃等の押収状況	34
(5)	インターネット関連の拳銃押収状況	34
(6)	拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況	34
2	拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況	34
3	密輸入事件の摘発状況	35
第3	事例	36

事例目次

対立抗争事件に起因するとみられる発砲事件

- 【事例2-1】道仁会系組織組員による拳銃使用の殺人事件
- 【事例2-2】九州誠道会系組織組員に対する拳銃使用の殺人事件
- 【事例2-3】道仁会系組織組員に対する拳銃使用の殺人未遂事件
- 【事例2-4】九州誠道会系組織組員に対する拳銃使用の殺人未遂事件

発砲事件

- 【事例2-5】スーパー駐車場における拳銃使用の殺人未遂事件
- 【事例2-6】スーパーにおける拳銃使用の強盗致傷事件
- 【事例2-7】建設会社社員に対する拳銃使用の殺人未遂事件
- 【事例2-8】山口組系組織組員による拳銃使用の殺人未遂事件
- 【事例2-9】住吉会系組織関係箇所に対する拳銃発砲事件
- 【事例2-8】建設会社役員に対する拳銃使用の殺人事件

拳銃所持事件

- 【事例2-11】住吉会系組織組員による拳銃所持事件
- 【事例2-12】道仁会系組織幹部らによる拳銃加重所持事件
- 【事例2-13】稲川会系組織組員らによる拳銃加重所持事件
- 【事例2-14】山口組系組織幹部による拳銃加重所持事件
- 【事例2-15】工藤會系組織組員らによる拳銃加重所持事件
- 【事例2-16】無職男による拳銃大量所持事件
- 【事例2-17】山口組系組織組員らによる拳銃加重所持事件
- 【事例2-18】山口組系組織組長らによる拳銃加重所持事件

【事例 2 - 19】拳銃マニアによる拳銃大量所持事件

【事例 2 - 20】男 2 人による拳銃大量所持事件

【事例 2 - 21】住吉会系組織組長らによる拳銃加重所持事件

【事例 2 - 22】稲川会系組織幹部らによる拳銃加重所持事件

第1章 薬物情勢

平成23年中における薬物情勢の特徴としては、

- 1 覚醒剤事犯の検挙人員は対前年比ではやや減少したが、近年横ばいであり、全薬物事犯の86.1%を占め、依然として最重要課題である。また、暴力団構成員等の検挙人員が依然として検挙人員の過半数を占めるなど覚醒剤事犯への関与が強い。このほか、検挙人員においては、20歳代以下の若年層の減少傾向、40歳代以上の年齢層の増加傾向、再犯者の構成比率の増加傾向は継続している。
- 2 大麻事犯の検挙人員は近年減少傾向にあるが、全薬物事犯の12.0%を占めており覚醒剤に次ぎ高比率で推移している。また、20歳代以下の若年層の検挙人員は大きく減少したものの依然として構成比率は高いほか、初犯者の高い構成比率は継続している。
- 3 覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は増加し、平成21年を上回り、平成に入り最も多い検挙件数であった。また、航空機利用の携帯密輸、いわゆる「運び屋」による小口密輸入態様の高い割合も継続している。覚醒剤密輸入事犯の仕出国は多様化し、また、様々な国籍の者が関与するも、「運び屋」による密輸入事犯の約2割にナイジェリア人が関与している。
- 4 インターネットを利用した薬物密売事犯(広告違反、あおり・唆しのみ的事犯を含む。)の検挙が増加した中、インターネット利用による薬物乱用の拡散が懸念される。

等が挙げられる。

全体的には薬物密輸・密売組織に対する諸対策を強力に推進したことにより、暴力団や来日外国人及び末端乱用者の検挙に一定の成果がみられたものの、最近の覚醒剤密輸入事犯の増加基調や末端価格の動向等から国内における覚醒剤の安定した供給が、また、覚醒剤事犯検挙人員が横ばい傾向にあること、インターネット利用薬物密売事犯が増加傾向にあること等から国内における根強い薬物需要がうかがえ、引き続き薬物の密輸・密売事犯等国内外の薬物犯罪組織の活発な動きが懸念される。

このような状況を踏まえ、多発する「運び屋」方式による薬物密輸入事犯の取締り並びにナイジェリア人薬物密輸密売組織の実態解明及び取締りの強化を図るとともに、インターネット、レターパック、宅配便等を利用した薬物密売事犯及び薬物乱用者の検挙の徹底を図る必要がある。

第1 薬物事犯の検挙状況

1 薬物事犯の検挙状況

全薬物事犯の検挙人員は13,768人であり、前年比では減少(-761人、-5.2%)した。また、暴力団構成員等の検挙人員は7,242人(+182人、+2.6%)と増加し、検挙人員の過半数を占めている。

全薬物事犯の検挙人員のうち初犯者数は6,348人(-610人、-8.8%)と減少し、初犯者の構成比率は46.1%(-1.8ポイント)と低下した。

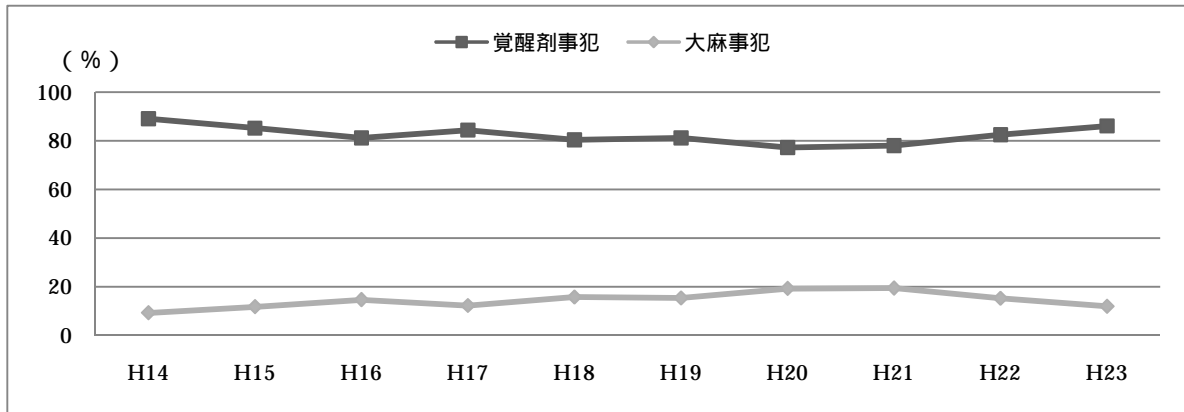
表1-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員

区分		年 別	平19	平20	平21	平22	平23
覚醒剤事犯	検挙件数		16,929	15,801	16,208	16,900	16,800
	検挙人員		12,009	11,025	11,655	11,993	11,852
	うち暴力団構成員等		6,359	5,801	6,201	6,322	6,553
	構成比率(%)		53.0	52.6	53.2	52.7	55.3
	うち来日外国人		464	412	426	383	386
	構成比率(%)		3.9	3.7	3.7	3.2	3.3
大麻事犯	検挙件数		3,282	3,829	3,903	3,011	2,287
	検挙人員		2,271	2,758	2,920	2,216	1,648
	うち暴力団構成員等		664	856	870	691	614
	構成比率(%)		29.2	31.0	29.8	31.2	37.3
	うち来日外国人		109	116	87	93	63
	構成比率(%)		4.8	4.2	3.0	4.2	3.8
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		1,088	1,103	767	687	564
	うちMDMA等合成麻薬		609	628	272	214	191
	うちコカイン		235	261	223	214	177
	うちヘロイン		37	35	31	39	36
	うちその他		207	179	241	220	160
	検挙人員		469	491	344	299	256
	うち暴力団構成員等		135	119	99	46	75
	構成比率(%)		28.8	24.2	28.8	15.4	29.3
	うち来日外国人		96	92	57	60	46
	構成比率(%)		20.5	18.7	16.6	20.1	18.0
	うちMDMA等合成麻薬		296	281	107	61	77
	うち暴力団構成員等		102	84	28	10	28
	構成比率(%)		34.5	29.9	26.2	16.4	36.4
	うち来日外国人		45	34	13	6	7
	構成比率(%)		15.2	12.1	12.1	9.8	9.1
	うちコカイン		99	98	116	105	82
	うち暴力団構成員等		16	18	36	20	24
	構成比率(%)		16.2	18.4	31.0	19.0	29.3
	うち来日外国人		30	32	28	37	22
	構成比率(%)		30.3	32.7	24.1	35.2	26.8
うちヘロイン		13	13	15	17	18	
うち暴力団構成員等		3	0	4	2	4	
構成比率(%)		23.1	0.0	26.7	11.8	22.2	
うち来日外国人		6	13	11	10	11	
構成比率(%)		46.2	100.0	73.3	58.8	61.1	
うちその他		61	99	106	116	79	
うち暴力団構成員等		14	17	31	14	19	
構成比率(%)		23.0	17.2	29.2	12.1	24.1	
うち来日外国人		15	13	5	7	6	
構成比率(%)		24.6	13.1	4.7	6.0	7.6	
あへん事犯	検挙件数		57	19	34	26	16
	検挙人員		41	14	28	21	12
	うち暴力団構成員等		1	0	0	1	0
	構成比率(%)		2.4	0.0	0.0	4.8	0.0
	うち来日外国人		14	2	7	2	2
	構成比率(%)		34.1	14.3	25.0	9.5	16.7
合計	検挙件数		21,356	20,752	20,912	20,624	19,667
	検挙人員		14,790	14,288	14,947	14,529	13,768
	うち暴力団構成員等		7,159	6,776	7,170	7,060	7,242
	構成比率(%)		48.4	47.4	48.0	48.6	52.6
	うち来日外国人		683	622	577	538	497
	構成比率(%)		4.6	4.4	3.9	3.7	3.6

注：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

覚醒剤事犯の検挙人員は全薬物事犯検挙人員の 86.1% を占め、その割合は近年は増加傾向にある。一方、大麻事犯の検挙人員は全薬物事犯検挙人員の 12.0% と、その割合は平成 21 年をピークに近年は減少傾向にある。

図表 1 - 1 薬物事犯別検挙人員割合の推移



	(%)										
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
覚醒剤事犯	89.1	85.2	81.2	84.4	80.4	81.2	77.2	78.0	82.5	86.1	
大麻事犯	9.3	11.8	14.7	12.3	15.8	15.4	19.3	19.5	15.3	12.0	
その他	1.6	3.0	4.1	3.3	3.8	3.4	3.5	2.5	2.2	1.9	

2 薬物の押収状況

薬物別の押収量では、覚醒剤粉末は 338.8kg (前年比 + 33.3kg、+ 10.9%) と増加し、5 年連続 300kg 以上の押収が続いている。一方、大麻草は 5,323 本 (- 373 本、- 6.5%) とほぼ横ばい、大麻樹脂は 28.0kg (+ 19.2kg) と増加したが、乾燥大麻は 134.7 kg (- 10.2kg、- 7.0%) と近年減少傾向にある。

MDMA 等合成麻薬は 26,288 錠 (+ 8,962 錠、+ 51.7%)、そのうち MDMA は 25,966 錠 (+ 10,313 錠、+ 65.9%) と前年よりも押収量が増加した。

表1-2 薬物種類別押収量 (kg)

種類	年別				
	平19	平20	平21	平22	平23
覚醒剤	340.1	401.3	358.5	305.5	338.8
うち粉末	339.3	397.5	356.3	305.5	338.8
うち錠剤	0.8 (kg)	3.8 (錠)	2.2 (錠)	0.0 (錠)	0.0 (錠)
乾燥大麻	437.8	375.1	195.1	144.9	134.7
大麻樹脂	20.1	33.1	17.2	8.8	28.0
大麻草	1,868 (本)	3,907 (本)	10,419 (本)	5,696 (本)	5,323 (本)
	63.2 (kg)	203.8 (kg)	108.7 (kg)	24.6 (kg)	39.2 (kg)
合成麻薬	1,233,883 (錠)	217,172 (錠)	85,688 (錠)	17,326 (錠)	26,288 (錠)
うちMDMA	1,187,434 (錠)	202,886 (錠)	36,467 (錠)	15,653 (錠)	25,966 (錠)
コカイン	18.5	5.5	11.3	6.9	28.7
ヘロイン	1.8	1.0	1.2	0.3	3.5
あへん	19.4	6.6	3.2	3.7	7.6

注1：合成麻薬の単位は(錠)である。

注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注3：錠剤型覚醒剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

注4：大麻草の押収量(kg)は、本数で捉えられないものを表示している。

3 主な薬物事犯の傾向、特徴

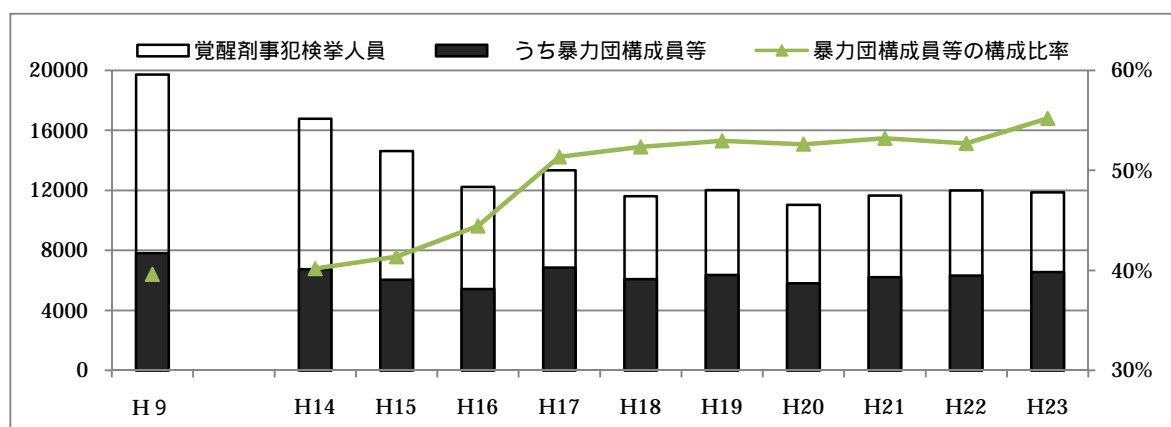
(1) 覚醒剤事犯

平成 23 年中における覚醒剤事犯の検挙人員は 11,852 人であり、前年比ではやや減少（-141 人、-1.2%）した。

覚醒剤事犯の検挙人員は、戦後の第 3 次覚醒剤乱用期のピークである平成 9 年以降長期的には減少し、ここ数年は横ばいで推移している。

また、平成 23 年中における覚醒剤事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は近年は増加傾向にあり 6,553 人（+231 人、+3.7%）、来日外国人は 386 人（+3 人、+0.8%）とそれぞれ増加した。

図表 1 - 2 覚醒剤事犯検挙人員の推移



	H9	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
覚醒剤事犯検挙人員	19,722	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852
うち暴力団構成員等	7,817	6,738	6,050	5,430	6,853	6,076	6,359	5,801	6,201	6,322	6,553
暴力団構成員等の構成比率	39.6%	40.2%	41.4%	44.4%	51.3%	52.4%	53.0%	52.6%	53.2%	52.7%	55.3%

ア 年齢層別の検挙状況

年齢層別で見ると、長期的には、検挙人員及び人口 10 万人当たりの検挙人員ともに、20 歳代以下の若年層は大幅な減少傾向、30 歳代は減少傾向、40 歳代以上は増加傾向で推移している。

平成 23 年中においても、少年は 183 人（-45 人、-19.7%）、20 歳代は 2,188 人（-187 人、-7.9%）、30 歳代は 4,115 人（-209 人、-4.8%）とそれぞれ減少し、40 歳代は 3,473 人（+183 人、+5.6%）、50 歳以上は 1,893 人（+117 人、+6.6%）とそれぞれ増加した。

最も検挙人員が多い年齢層は 30 歳代、次いで 40 歳代であり、人口 10 万人当たりの検挙人員でも同様である。

表1-3 覚醒剤事犯年齢別検挙人員

区分		年別	平9	平19	平20	平21	平22	平23	
覚醒剤事犯	検挙人員		19,722	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852	
		50歳以上	1,593	1,511	1,472	1,630	1,776	1,893	
		人口10万人当たりの検挙人員	4.1	3.2	3.1	3.4	3.7	4.0	
		構成比率(%)	8.1	12.6	13.4	14.0	14.8	16.0	
		40～49歳	2,833	2,752	2,741	3,080	3,290	3,473	
		人口10万人当たりの検挙人員	14.3	17.6	17.2	19.0	20.1	20.6	
		構成比率(%)	14.4	22.9	24.9	26.4	27.4	29.3	
		30～39歳	5,362	4,537	4,054	4,308	4,324	4,115	
		人口10万人当たりの検挙人員	34.0	24.0	21.6	23.2	23.6	22.5	
		構成比率(%)	27.2	37.8	36.8	37.0	36.1	34.7	
		20～29歳	8,338	2,904	2,509	2,380	2,375	2,188	
		人口10万人当たりの検挙人員	43.6	18.9	16.7	16.2	16.5	15.7	
		構成比率(%)	42.3	24.2	22.8	20.4	19.8	18.5	
		20歳未満	1,596	305	249	257	228	183	
	人口10万人当たりの検挙人員	16.4	4.0	3.3	3.5	3.1	2.5		
	構成比率(%)	8.1	2.5	2.3	2.2	1.9	1.5		
		うち中学生	43	4	8	6	7	4	
		うち高校生	219	28	34	25	30	25	
			大学生	53	23	18	26	24	21

注1:算出に用いた用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2:20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

イ 初犯者の構成比率等

初犯者数及びその構成比率を見ると、減少傾向で推移しており、平成23年中においても、4,814人(-65人、-1.3%)、40.6%(-0.1ポイント)とそれぞれ減少した。

表1-4 覚醒剤事犯の初犯者数

区分		年別	平9	平19	平20	平21	平22	平23
覚醒剤事犯	検挙人員		19,722	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852
		うち初犯者数	10,503	5,296	4,837	4,890	4,879	4,814
		構成比率(%)	53.3	44.1	43.9	42.0	40.7	40.6
		年齢別						
		50歳以上	290	283	304	291	334	350
		40～49歳	794	834	807	935	916	1,029
		30～39歳	2,341	2,002	1,864	1,927	1,894	1,806
		20～29歳	5,624	1,903	1,651	1,528	1,536	1,468
	20歳未満	1,454	274	211	209	199	161	

表1-5 覚醒剤事犯の再犯者率

区分		年別	平9	平19	平20	平21	平22	平23
覚醒剤事犯	検挙人員		19,722	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852
		うち再犯者数	9,219	6,713	6,188	6,765	7,114	7,038
		構成比率(%)	46.7	55.9	56.1	58.0	59.3	59.4
		年齢別						
		50歳以上	81.8	81.3	79.3	82.1	81.2	81.5
		再犯者率						
		40～49歳	72.0	69.7	70.6	69.6	72.2	70.4
		30～39歳	56.3	55.9	54.0	55.3	56.2	56.1
	20～29歳	32.5	34.5	34.2	35.8	35.3	32.9	
	20歳未満	8.9	10.2	15.3	18.7	12.7	12.0	

ウ 違反態様別の検挙状況

違反態様別で見ると、所持事犯は 3,830 人（ - 108 人、 - 2.7% ）、譲渡事犯は 533 人（ - 40 人、 - 7.0% ）、譲受事犯は 206 人（ - 81 人、 - 28.2% ）、使用事犯は 6,970 人（ + 55 人、 + 0.8% ）、密輸入事犯は 216 人（ + 58 人、 + 36.7% ）であり、使用事犯及び所持事犯で全体の 91.1%（ + 0.6 ポイント）を占めた。

エ 覚醒剤の流通状況等

平成 23 年中における末端密売価格は、前年に引き続き値下がり傾向で推移していること、密輸入事犯の増加傾向、押収量の増加等から、国内における覚醒剤の安定した供給がうかがわれる。

オ 覚醒剤事犯の主な特徴等

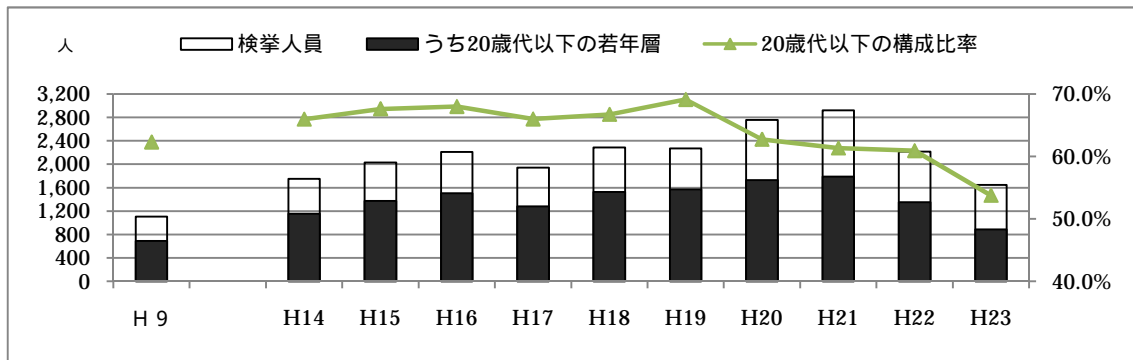
覚醒剤事犯の検挙人員は、全薬物事犯検挙人員の 86.1%（ + 3.6 ポイント）を占めており、依然として我が国の薬物対策における最重要課題である。

また、その主な特徴としては、暴力団構成員等が 55.3%を占めているほか、他の薬物事犯と比較して再犯者の構成比率が高いことや 30 歳代以上の検挙人員が多いこと等が挙げられる。

(2) 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、長期的に増加傾向にあったが、平成 21 年をピークに近年は減少傾向にあり、平成 23 年中における大麻事犯の検挙人員は 1,648 人であった（前年比 - 568 人、 - 25.6%）。そのうち暴力団構成員等は 614 人（ - 77 人、 - 11.1%）、来日外国人は 63 人（ - 30 人）とそれぞれ減少した。

図表 1 - 3 大麻事犯検挙人員の推移



	H9	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
検挙人員	1,104	1,748	2,032	2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920	2,216	1,648
うち20歳以下の若年層	688	1,153	1,374	1,502	1,281	1,527	1,570	1,730	1,791	1,350	886
20歳以下10万人当たりの検挙人員	2.4	4.3	5.3	6.0	5.2	6.5	6.8	7.7	8.1	6.2	4.2
20歳以下の構成比率	62.3%	66.0%	67.6%	68.0%	66.0%	66.7%	69.1%	62.7%	61.3%	60.9%	53.8%

注：「20歳以下10万人当たりの検挙人員」は各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による14歳から29歳までの人口から算出。

ア 年齢層別の検挙状況

平成 23 年中においては、各年齢層とも減少したが、近年における傾向と同様、最も検挙人員が多い年齢層は 20 歳代(805 人)、次いで 30 歳代(510 人)であり、人口 10 万人当たりの検挙人員でも同様であった。

また、20 歳代以下の若年層の検挙人員は、全体の 53.8% (- 7.1 ポイント)を占めており、覚醒剤事犯とは異なり、依然としてこれらの若年層が高い比率で推移している。

表1-6 大麻事犯年齢別検挙人員

区分		年別	平9	平19	平20	平21	平22	平23
大麻事犯	検挙人員		1,104	2,271	2,758	2,920	2,216	1,648
	50歳以上		38	70	82	87	87	67
	人口10万人当たりの検挙人員		0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1
	構成比率 (%)		3.4	3.1	3.0	3.0	3.9	4.1
	40～49歳		97	179	269	237	201	185
	人口10万人当たりの検挙人員		0.5	1.1	1.7	1.5	1.2	1.1
	構成比率 (%)		8.8	7.9	9.8	8.1	9.1	11.2
	30～39歳		281	452	677	805	578	510
	人口10万人当たりの検挙人員		1.8	2.4	3.6	4.3	3.2	2.8
	構成比率 (%)		25.5	19.9	24.5	27.6	26.1	30.9
	20～29歳		585	1,391	1,503	1,580	1,186	805
	人口10万人当たりの検挙人員		3.1	9.1	10.0	10.7	8.2	5.8
	構成比率 (%)		53.0	61.3	54.5	54.1	53.5	48.8
	20歳未満		103	179	227	211	164	81
人口10万人当たりの検挙人員		1.1	2.3	3.0	2.9	2.3	1.1	
構成比率 (%)		9.3	7.9	8.2	7.2	7.4	4.9	
	うち中学生		1	1	2	5	11	1
	うち高校生		27	28	48	34	18	14
	大学生		21	92	89	81	49	23

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」または「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

イ 初犯者の構成比率

初犯者及びその構成比率は、覚醒剤事犯とは異なり、高比率で推移しており、近年減少傾向にあり、平成 23 年中においても 1,323 人（- 480 人、- 26.6%）、80.3%（- 1.1 ポイント）とそれぞれ減少してはいるが、依然として高水準である。

表1-7 大麻事犯の初犯者率

区分		年別		平9	平19	平20	平21	平22	平23
大麻事犯	検挙人員			1,104	2,271	2,758	2,920	2,216	1,648
	うち初犯者数			940	1,969	2,359	2,475	1,803	1,323
	構成比率(%)			85.1	86.7	85.5	84.8	81.4	80.3
	年齢別	50歳以上		25	48	52	55	57	42
		40～49歳		74	131	196	185	129	137
		30～39歳		223	380	569	660	474	397
		20～29歳		518	1,246	1,331	1,390	996	673
	20歳未満		100	164	211	185	147	74	

ウ 違反態様別の検挙状況

違反態様別で見ると、所持事犯は 1,318 人（- 409 人、- 23.7%）、譲渡事犯は 102 人（- 78 人、- 43.3%）、栽培事犯は 113 人（- 30 人、- 21.0%）、譲受事犯は 49 人（- 60 人、- 55.0%）、密輸入事犯は 30 人（+ 5 人）であり、所持事犯で全体の 80.0%（+ 2.1 ポイント）を占めている。

エ 大麻事犯の主な特徴等

大麻事犯の検挙人員は、全薬物事犯検挙人員の 12.0%（- 3.3 ポイント）と、覚醒剤事犯に次ぐ比率を占めている。

その主な特徴としては、最近では再犯者や 30 歳代以上の年齢層の構成比率が増加傾向にあるが、依然として、初犯者や 20 歳代以下の若年層の構成比率が高いことが挙げられる。

このほか、近年、増加傾向にあった栽培事犯は、検挙件数は 147 件（- 25 件、- 14.5%）、検挙人員は 113 人（- 30 人、- 21.0%）と前年引き続き減少した。

表1-8 大麻栽培事犯検挙状況

区分		年別				
		平19	平20	平21	平22	平23
検挙件数		184	274	312	172	147
検挙人員		127	207	243	143	113

4 シンナー等有機溶剤事犯の検挙・補導状況

シンナー等有機溶剤の吸引等の検挙・補導人員は年々減少傾向にあり、平成 23 年中においては、561 人（前年比 - 310 人、- 35.6%）と減少した。

このうち、少年の検挙・補導人員も年々減少し、平成 23 年中も 102 人（ - 123 人、 - 54.7% ）と減少した。

表1-9 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導状況

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23
検挙・補導件数		1,831	1,420	1,251	915	587
検挙・補導人員		1,802	1,428	1,215	871	561
	うち少年	659	479	386	225	102
	同上比率(%)	36.6	33.5	31.8	25.8	18.2
	うち暴力団構成員等	162	144	178	148	116
	同上比率(%)	9.0	10.1	14.7	17.0	20.7

第 2 薬物密輸入事犯の検挙状況

1 薬物別密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙件数は 238 件（前年比 + 50 件、 + 26.6% ）、検挙人員は 267 人（ + 52 人、 + 24.2% ）とそれぞれ増加した。

薬物別では、覚醒剤事犯は 185 件（ + 53 件、 + 40.2% ）、216 人（ + 58 人、 + 36.7% ）、大麻事犯は 29 件（ + 5 件 ）、30 人（ + 5 人 ）とそれぞれ増加した。

表1-10 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員

区分		年別				
		平19	平20	平21	平22	平23
覚醒剤事犯	検挙件数	65	77	164	132	185
	検挙人員	90	97	219	158	216
	うち暴力団構成員等	16	18	62	31	39
	構成比率(%)	17.8	18.6	28.3	19.6	18.1
	うち来日外国人	39	42	97	90	139
	構成比率(%)	43.3	43.3	44.3	57.0	64.4
大麻事犯	検挙件数	72	80	45	24	29
	検挙人員	76	85	48	25	30
	うち暴力団構成員等	4	5	5	4	5
	構成比率(%)	5.3	5.9	10.4	16.0	16.7
	うち来日外国人	34	31	12	9	8
	構成比率(%)	44.7	36.5	25.0	36.0	26.7
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	57	41	47	31	23
	うちMDMA等合成麻薬	41	19	14	3	5
	うちコカイン	8	7	9	11	6
	うちヘロイン	1	3	4	4	2
	うちその他	7	12	20	13	10
	検挙人員	64	52	52	31	20
	うち暴力団構成員等	14	9	7	2	3
	構成比率(%)	21.9	17.3	13.5	6.5	15.0
	うち来日外国人	26	23	20	19	11
	構成比率(%)	40.6	44.2	38.5	61.3	55.0
	うちMDMA等合成麻薬	45	27	17	2	5
	うち暴力団構成員等	14	8	4	0	3
	構成比率(%)	31.1	29.6	23.5	0.0	60.0
	うち来日外国人	13	12	7	0	1
	構成比率(%)	28.9	44.4	41.2	0.0	20.0
	うちコカイン	6	9	12	12	5
	うち暴力団構成員等	0	0	1	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0
	うち来日外国人	3	4	6	11	4
	構成比率(%)	50.0	44.4	50.0	91.7	80.0
	うちヘロイン	1	2	6	5	2
	うち暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち来日外国人	1	2	5	4	2	
構成比率(%)	100.0	100.0	83.3	80.0	100.0	
うちその他	12	14	17	12	8	
うち暴力団構成員等	0	1	2	2	0	
構成比率(%)	0.0	7.1	11.8	16.7	0.0	
うち来日外国人	9	5	2	4	4	
構成比率(%)	75.0	35.7	11.8	33.3	50.0	
あへん事犯	検挙件数	6	1	4	1	1
	検挙人員	8	2	2	1	1
	うち暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち来日外国人	5	2	2	1	1
	構成比率(%)	62.5	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	検挙件数	200	199	260	188	238
	検挙人員	238	236	321	215	267
	うち暴力団構成員等	34	32	74	37	47
	構成比率(%)	14.3	13.6	23.1	17.2	17.6
	うち来日外国人	104	98	131	119	159
	構成比率(%)	43.7	41.5	40.8	55.3	59.6

注：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員は含まない。

2 密輸入事犯における薬物の押収状況

密輸入事犯における薬物別の押収量については、覚醒剤粉末は 310.7kg(前年比 + 35.2kg、+ 12.8%)、乾燥大麻は 8.0kg(+ 5.6kg)、大麻樹脂は 18.2kg(+ 10.0kg)とそれぞれ増加した。

表1-11 薬物種類別密輸入押収量(kg)

種類		年別				
		平19	平20	平21	平22	平23
覚醒剤		213.9	328.0	220.1	275.5	310.7
	うち粉末	213.1	324.3	217.9	275.5	310.7
	うち錠剤	(kg) 0.8	3.7	2.1	0.0	0.0
		(錠) 4,872	22,271	12,771	0	0
乾燥大麻		353.6	73.9	25.2	2.4	8.0
大麻樹脂		10.3	26.3	15.8	8.2	18.2
合成麻薬		1,224,158	201,570	83,424	95	24,590
	うちMDMA	1,179,733	189,768	35,027	95	24,590
コカイン		16.4	2.5	10.5	5.0	27.6
ヘロイン		1.1	1.0	1.2	0.1	3.4
あへん		18.9	3.5	1.2	3.4	7.5

注1: 合成麻薬の単位は(錠)である。

注2: 合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注3: 錠剤型覚醒剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

3 薬物別密輸入事犯の傾向、特徴等

(1) 覚醒剤密輸入事犯

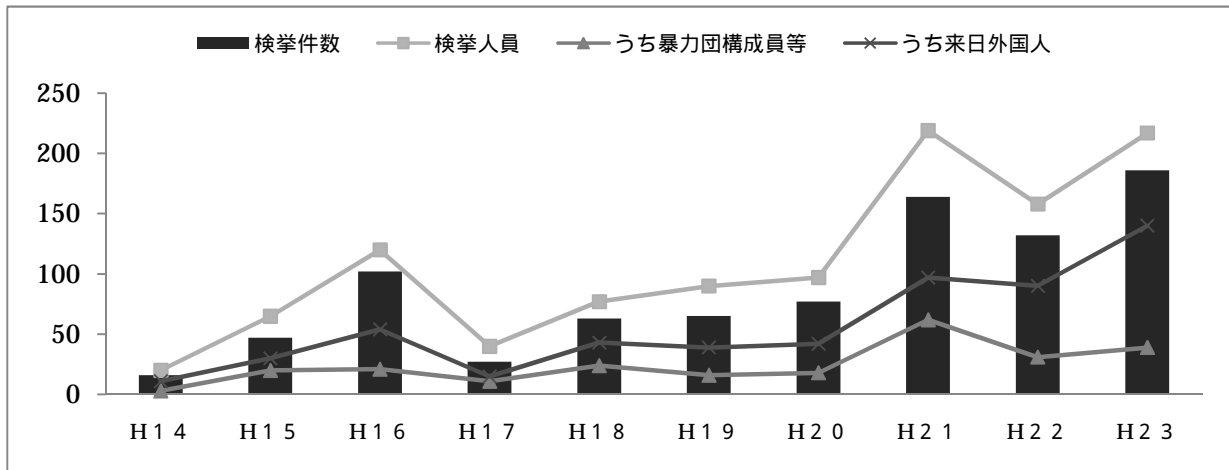
覚醒剤密輸入事犯の検挙状況は、検挙件数、人員とも近年は増減を繰り返しながらも増加基調で推移している。

平成 23 年中における覚醒剤密輸入事犯の検挙状況は 185 件(前年比 + 53 件、+ 40.2%)、216 人(+ 58 人、+ 36.7%)とそれぞれ増加し、平成に入ってから、検挙件数では最多となり、また、検挙人員では 21 年の 219 人に次いで多い。

検挙人員のうち、暴力団構成員等は 39 人(+ 8 人)、来日外国人は 139 人(+ 49 人)とそれぞれ増加し、特に来日外国人は大幅に増加した。

来日外国人の国籍・地域別で検挙人員が最も多いのはメキシコ人 19 人(+ 12 人)であり、次いで、イギリス人 10 人(+ 1 人)、アメリカ人 9 人(+ 8 人)、ドイツ人 8 人(+ 4 人)、ベトナム人 5 人(+ 5 人)、台湾 5 人(- 14 人)、香港 4 人(+ 1 人)、ラトビア人 4 人(+ 3 人)、チェコ人 4 人(+ 4 人)等と国籍等は多様化している。

図表 1 - 4 覚醒剤密輸入事犯検挙状況の推移



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
検挙件数	16	47	102	27	63	65	77	164	132	185
検挙人員	20	65	120	40	77	90	97	219	158	216
うち暴力団構成員等	3	20	21	11	24	16	18	62	31	39
うち来日外国人	11	30	54	15	43	39	42	97	90	139

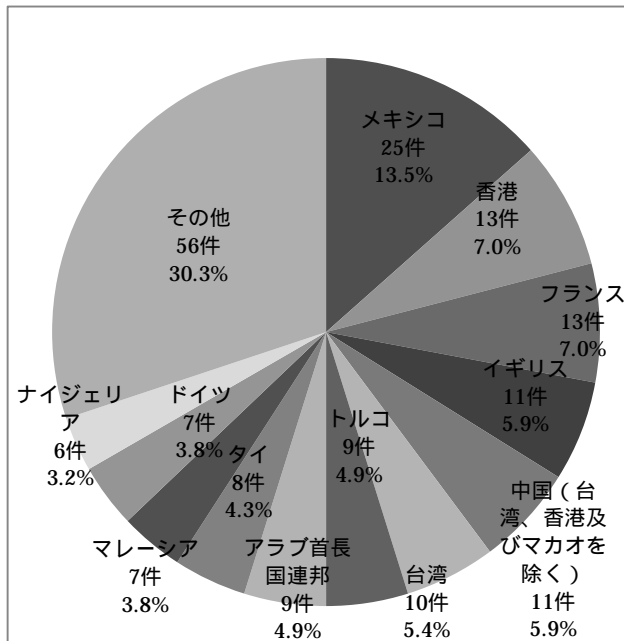
ア 態様別の検挙状況

態様別で見ると、航空機利用の携帯密輸、いわゆる「運び屋」による小口密輸入の割合が年々増加傾向にあり、検挙件数は 151 件で全体の 81.6% を占めた。その主な手口は、スーツケースの底を二重に細工するなどして数百グラムから数キロを隠匿するもの、嚥下等体内に隠匿するもの、覚醒剤水溶液を酒瓶等に隠匿するもの、土産物の箱内に隠匿するもの等である。

航空機利用による携帯密輸事件における本邦入国時の利用空港は、従来は成田、関西、中部等の主要国際空港であったが、平成 19 年以降は地方空港も利用されている。

イ 仕出国・地域別の検挙状況

図 1 - 1 覚醒剤密輸入事犯における仕出国・地域別構成



仕出国・地域で最も多いのは、メキシコ 25 件（+ 19 件、構成比率 13.5%）であり、次いで、香港 13 件（+ 4 件、7.0%）、フランス 13 件（+ 13 件、7.0%）、イギリス 11 件（+ 8 件、5.9%）、中国（台湾、香港及びマカオを除く。）11 件（- 12 件、5.9%）、台湾 10 件（- 5 件、5.4%）、トルコ 9 件（+ 6 件、4.9%）、アラブ首長国連邦 9 件（- 2 件、4.9%）、

タイ 8 件（+ 3 件、4.3%）、マレーシア 7 件（- 2 件、3.8%）、ドイツ 7 件（+ 7 件、3.8%）、ナイジェリア 6 件（- 4 件、3.2%）の順となっている。

従来の仕出国を見ると、中国等の東アジアやマレーシア、タイ等の東南アジア、北米等の諸国が主であったが、平成 21 年以降は、ナイジェリア等のアフリカやトルコ、アラブ首長国連邦等の中近東諸国、メキシコ等からの密輸入事犯が増加している。

平成 23 年中においては、ヨーロッパ諸国からの密輸入事犯が増加し、仕出国・地域は 38 か国(地域)となり、その多様化傾向が続いている。

なお、航空機利用の携帯密輸、いわゆる「運び屋」態様の仕出国・地域も 37 か国(地域)と多様化している。

ウ 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴

ここ数年、覚醒剤密輸入事犯の検挙は高水準で推移しているほか、検挙人員に占める来日外国人の高い割合やその国籍の多様化、仕出国・地域の多様化等が続いており、その背景として、薬物犯罪組織のグローバル化が一層進展していることがうかがわれる。

(2) 大麻密輸入事犯

大麻密輸入事犯の検挙は減少傾向にあるが、平成 23 年中においては、29 件（前年比 + 5 件）、30 人（+ 5 人）とそれぞれ増加した。

ア 態様別の検挙状況

態様別で見ると、郵便物は 14 件、国際宅配便利用は 8 件、航空機利用による携帯密輸は 6 件であった。その主な手口は、国際宅配便では装飾品、楽器等物品内への隠匿等、航空機利用の携帯密輸ではスーツケース内への隠匿、衣服内への隠匿等である。

イ 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域で最も多いのはアメリカの 14 件であり、次いで、インド、オランダ及びイギリスが各 3 件となっている。

【覚醒剤密輸入事犯における「運び屋」の実態】

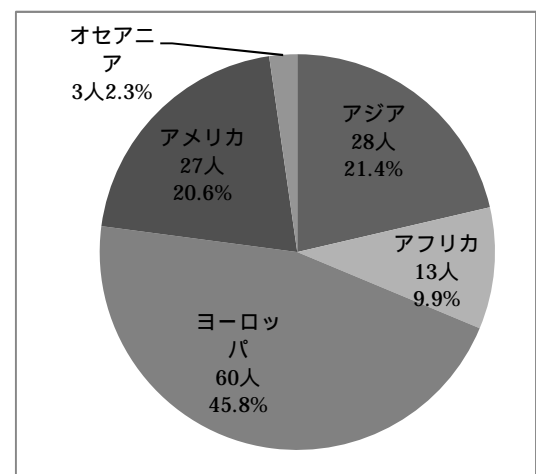
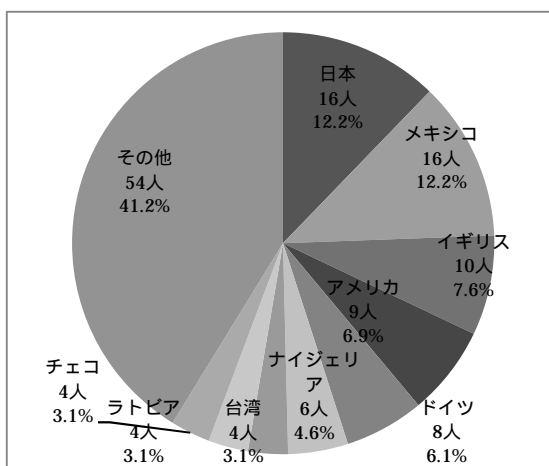
覚醒剤密輸入事犯の検挙件数が増加基調にあるが（12 ページ参照）とりわけ、航空機乗客による携帯密輸、いわゆる「運び屋」による小口密輸入の割合が年々増加傾向にあり、平成 23 年 1 月から 11 月末までに検挙した「運び屋」は 131 人であった。

これらの実態は次のとおりであり、多様な国籍の老若男女が「運び屋」になっているが、その約 4 分の 1 にナイジェリア人が関与している実態にあり、それも、多くは直接密輸行為を行うのではなく、密輸組織の黒幕的存在として関与している状況がうかがわれる。

1 「運び屋」の多国籍・多様性

(1) 国籍・地域別

検挙した「運び屋」の国籍・地域は 36 か国（地域）と多様であり、国籍・地域別では日本及びメキシコが各 16 人（12.2%）と最も多く、次いでイギリス 10 人、アメリカ 9 人の順で、州別ではヨーロッパが 60 人（45.8%）と最も多かった。

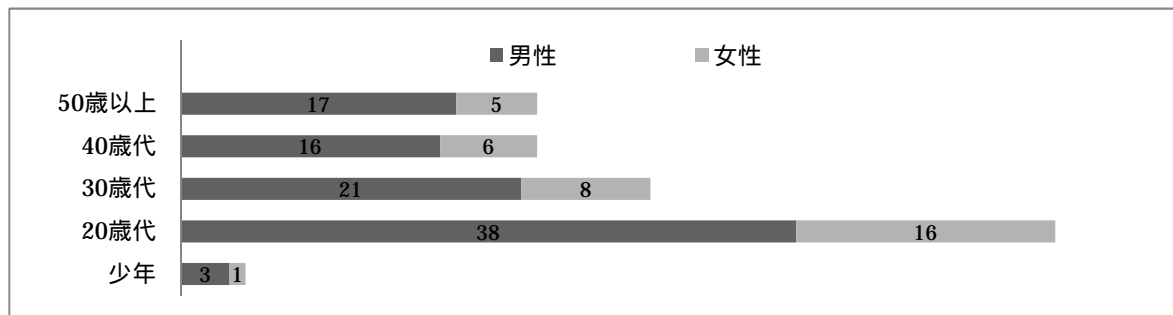


(2) 性別・年齢別

性別では 7 : 3 と男性が多い。

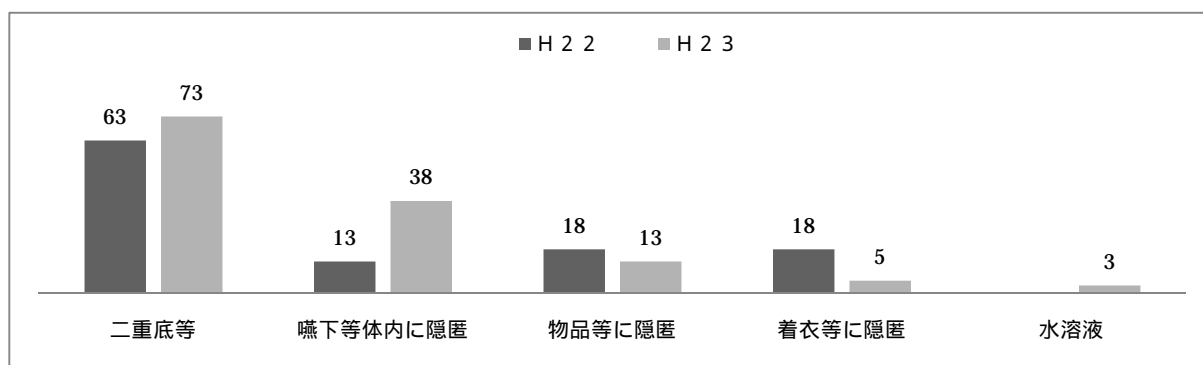
年齢層別では 20 歳代が 54 人（41.2%）と最も多く、次いで 30 歳代の 29 人（22.1%）である。

最低年齢は 18 歳、最高年齢は 68 歳であった。



2 巧妙な隠匿方法

通常の検査等では容易に発覚しないようにするため、スーツケース等を二重底に工作するなどしてその中に隠匿する手口が 73 人と最も多い。次いで嚙下が 38 人となっている。嚙下は、手荷物や着衣等への隠匿と異なり外見からは発覚しづらいが、生命に危険が及ぶおそれがあり、「運び屋」の 3 割弱がそのようなリスクを冒してまで密輸行為に及んでいる実態にある。



* 平成 22 年は年間を計上

* 1 人の「運び屋」で複数の手口によるものもある。

3 「運び屋」事犯へのナイジェリア人の関与

国籍及び仕出国ともナイジェリア人である者の検挙は 3 人、国籍又は仕出国のいずれかがナイジェリアである者の検挙は 5 人に過ぎなかったが、国籍及び仕出国のいずれもナイジェリアではないものの、捜査の結果、27 人の「運び屋」について、依頼人、荷受人等としてナイジェリア人の関与が認められ、「運び屋」による覚醒剤密輸入事犯にナイジェリア人が黒幕的存在で関与している状況がうかがわれる。

第3 薬物犯罪組織の動向

1 薬物密売の概要

薬物事犯における密売関連事犯（営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。以下同じ。）の検挙人員は549人（前年比 - 69人、- 11.2%）であり、そのうち暴力団構成員等は351人（構成比率63.9%）であった。また、来日外国人は51人（9.3%）であり、そのうちイラン人は31人（5.6%）であった。

覚醒剤事犯では、密売関連事犯の検挙人員は464人（- 43人、- 8.5%）であり、そのうち暴力団構成員等は313人（67.5%）、来日外国人は44人（9.5%）であった。そのうちイラン人は31人と、来日外国人検挙人員の半数を超えており、暴力団構成員等と合わせると全検挙人員の7割以上（74.1%）を占めている。このような状況から、依然として暴力団及びイラン人犯罪組織が国内での薬物密売に組織的に深く関与し、その収益がこれらの組織の有力な資金源となっている状況が続いているものと見られる。

なお、これまでのイラン人の検挙状況を見ると、首都圏及びその周辺の関東地区、愛知県を中心とした東海地区における検挙が多く、これらの特定の地域において、イラン人が覚醒剤を中心とした薬物の組織的な密売を敢行している状況が認められる。

大麻事犯では、密売関連事犯の検挙人員は71人（- 21人）で、そのうち暴力団構成員等は33人（46.5%）、来日外国人は6人（8.5%）であり、その構成比率は覚醒剤事犯に比べると低い。

表1-12 覚醒剤事犯における密売関連事犯検挙人員の推移

区分	年別					
	平9	平19	平20	平21	平22	平23
密売関連事犯	357	470	455	557	507	464
うち暴力団構成員等	211	325	274	326	328	313
構成比率(%)	59.1	69.1	60.2	58.5	64.7	67.5
うち来日外国人	80	65	88	97	52	44
構成比率(%)	22.4	13.8	19.3	17.4	10.3	9.5
うちイラン	65	41	65	66	34	31
うちインドネシア	0	0	2	0	0	1
うち韓国	0	0	1	0	0	0
うちシンガポール	0	1	0	2	0	0
うちタイ	0	0	0	1	2	1
うち台湾	0	1	2	1	0	1
うち中国(台湾及び香港等を除く)	0	3	5	15	4	1
うち香港等	0	10	3	0	2	0
うちフィリピン	9	0	0	2	1	0
うちブラジル	0	2	4	2	4	1
うちオランダ	0	1	1	0	0	1
うちその他	6	6	5	8	5	7

注1: 本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員は含まない。

注2: 香港等は香港及びマカオをいう。

2 暴力団構成員等

暴力団構成員等に係る全刑法犯及び特別法犯検挙人員に占める薬物事犯検挙人員の比率は、最近では 25% 前後(覚醒剤事犯は概ね 23% 前後)で推移しており、暴力団等は薬物事犯に強く関与している。

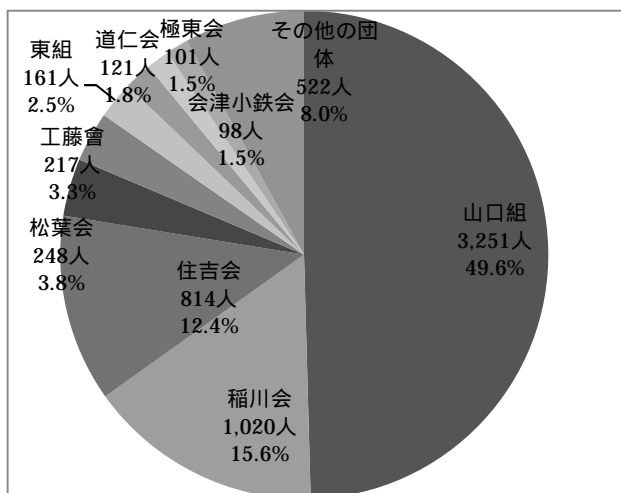
平成 23 年中においても、暴力団構成員等に係る全刑法犯及び特別法犯検挙人員 26,269 人のうち、薬物事犯検挙人員は 7,242 人(構成比率 27.6%)、覚醒剤事犯検挙人員は 6,553 人(24.9%)であった。

(1) 暴力団構成員等の検挙状況

ア 覚醒剤事犯

薬物事犯別に暴力団構成員等の検挙人員を見ると、覚醒剤事犯では 6,553 人で、全検挙人員(11,852 人)の 55.3%(前年比+2.6 ポイント)を占めている。暴力団組織別検挙人員を見ると、山口組、稲川会及び住吉会の構成員等

図 1-2 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比



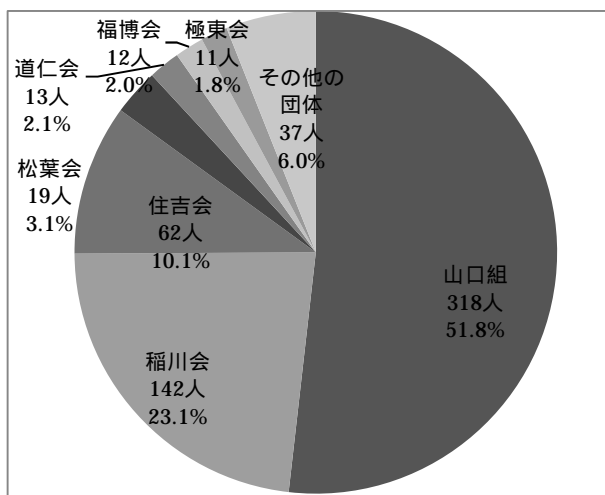
は 5,085 人(+175 人、+3.6%)

で、覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の 77.6% (-0.1 ポイント)を占めた。

また、山口組系組織のうち弘道会系組織の構成員等に係る検挙人員は 330 人(+8 人、+2.5%)で、山口組系組織の検挙人員の 10.2%(+0.1 ポイント)を占めた。

イ 大麻事犯

図 1-3 大麻事犯における暴力団組織別構成比



大麻事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員は 614 人で、全検挙人員(1,648 人)の 37.3%(+6.1 ポイント)を占めている。暴力団組織別検挙人員を見ると、山口組、稲川会及び住吉会の構成員等は 522 人(-66 人、-11.2%)で、大麻事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の

85.0% (- 0.1 ポイント) を占めた。また、山口組系組織のうち弘道会系組織の構成員等に係る検挙人員は 34 人 (- 1 人) で、山口組系組織の検挙人員の 10.7% (+ 1.2 ポイント) を占めた。

(2) 違反態様別の検挙状況

ア 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等の違反態様別検挙人員を見ると、譲渡事犯は 311 人 (前年比 - 34 人、 - 9.9%)、譲受事犯は 74 人 (- 29 人、 - 28.2%)、所持事犯は 2,250 人 (+ 62 人、 + 2.8%)、使用事犯は 3,836 人 (+ 223 人、 + 6.2%)、密輸入事犯は 39 人 (+ 8 人) であった。

これらのうち、営利犯の検挙人員は 346 人 (- 12 人、 - 3.4%) であり、営利犯検挙人員全体 (668 人) の 51.8% (- 2.9 ポイント) を占めており、暴力団構成員等が覚醒剤の密売・密輸入に深く関与している状況がうかがわれる。

イ 大麻事犯

大麻事犯に係る暴力団構成員等の営利犯の検挙人員は 49 人 (- 2 人) であり、営利犯検挙人員全体 (105 人) の 46.7% (+ 8.9 ポイント) であった。

大麻事犯の営利犯における暴力団構成員等の検挙人員は僅かに減少したが、営利犯全体に占める割合は増加しており、大麻の密売等においても依然として暴力団構成員等が強く関与していることがうかがわれる。

3 来日外国人の営利犯の検挙状況

(1) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯に係る来日外国人による営利犯の検挙人員は 181 人 (前年比 + 43 人、 + 31.2%) であり、営利犯検挙人員全体 (668 人) の 27.1% (+ 6.0 ポイント) を占め、そのうち密輸入事犯は 137 人 (構成比率 75.7%、 + 13.4 ポイント) である。

国籍・地域別で最も多いのはイラン人の 31 人、次いでメキシコ人の 19 人であり、違反態様別では、イラン人は譲渡事犯が 17 人、所持事犯が 12 人、譲受事犯が 2 人、メキシコ人はすべてが密輸入事犯である。次いで、イギリス人の 10 人、ドイツ人及びアメリカ人の各 9 人で、ドイツ人の所持事犯の 1 人を除いてすべて密輸入事犯である。以下、台湾 6 人、ボリビア人 5 人となり、密輸入事犯の検挙は台湾 5 人、ボリビア人 2 人である。

これらの状況から、依然としてイラン人による覚醒剤密売への強い関与状況が認められるほか、近年様々な国籍の者が覚醒剤密輸入に関与している。

なお、覚醒剤事犯検挙人員が多いフィリピン人及びブラジル人は、単純使用及び単純所持事犯が大半を占め、営利犯の比率は低い。

(2) 大麻事犯

大麻事犯に係る来日外国人による営利犯の検挙人員は15人(+3人)であり、営利犯検挙人員全体(105人)の14.3%(+5.4ポイント)であった。

国籍別で多いのは、ベトナム人及びネパール人の各5人で、ベトナム人はすべてが栽培事犯で、ネパール人は密輸入事犯が3人、所持事犯が2人であった。

第4 外国人の薬物事犯別、国籍・地域別の検挙状況

平成23年中における全薬物事犯に係る外国人の検挙人員は877人(前年比-70人、-7.4%)と減少した。

薬物事犯別で見ると、大麻事犯は104人(-49人、-32.0%)、麻薬及び向精神薬事犯は61人(-21人)、覚醒剤事犯は710人(±0人)であった。

国籍・地域別で見ると、韓国人は243人(-20人、-7.6%)と最も多く、次いでブラジル人104人(-28人、-21.2%)、フィリピン人89人(-10人)、イラン人51人(-10人)であった。これら四か国合計の検挙人員は487人(-68人、-12.3%)であり、外国人による全薬物事犯検挙人員の55.5%(-3.1ポイント)を占めている。

覚醒剤事犯では、韓国人は229人(±0人)、フィリピン人は86人(-8人)、ブラジル人は73人(-13人)、イラン人は47人(-9人)であり、これら四か国で外国人による覚醒剤事犯検挙人員の61.3%(-4.2ポイント)を占めている。

このほか、中国(台湾、香港及びマカオを除く。)人は39人(-5人)、タイ人は21人(-16人)、メキシコ人は20人(+13人)、アメリカ人は16人(+8人)、北朝鮮は12人(-4人)、ベトナム人は10人(+6人)、ドイツ人は10人(+6人)、イギリス人は10人(+1人)、ペルー人は10人(+3人)、ナイジェリア人8人(-7人)、台湾は7人(-17人)等となっている。

大麻事犯では、ブラジル人は23人(-14人)、アメリカ人は17人(-4人)、韓国人は13人(-15人)等となっている。

表1-13 外国人による薬物事犯別、国籍・地域別検挙人員

	総数		覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯	
	平22	平23	平22	平23	平22	平23	MDMA等		コカイン		ヘロイン		平22	平23		
							平22	平23	平22	平23	平22	平23				
計	947	877	710	710	153	104	82	61	7	8	48	30	11	13	2	2
イラン	61	51	56	47	3	3	1		1						1	1
トルコ	5	3	4	2	1			1				1				
インドネシア	1	4	1	3		1										
韓国	263	243	229	229	28	13	6	1			2	1	1			
北朝鮮	16	12	16	12												
シンガポール	5	4	5	3				1						1		
タイ	39	25	37	21	2	2		2								
台湾	27	7	24	7			3									
中国(台湾・香港等を除く)	59	43	44	39	5	2	10	2	2							
ネパール	2	7			2	7										
フィリピン	99	89	94	86	4	2	1	1	1			1				
ベトナム	23	27	4	10	14	6	5	11					5	11		
香港等	5	7	5	5				2								
マレーシア	2	0	2													
ラオス	3	1	3	1												
アメリカ	34	37	8	16	21	17	5	4	2	2	2					
カナダ	4	6	2	3	2	3										
コロンビア	9	4	4	1	1	2	4	1			4	1				
ブラジル	132	104	86	73	37	23	9	8	1	1	8	6				
ペルー	20	16	7	10	9	2	4	4			3	4				
ボリビア	12	9	1	6	1	1	10	2			10	1				
メキシコ	8	20	7	20			1				1					
イギリス	17	18	9	10	1	4	7	4		2	7	2				
オランダ	0	5		4				1		1						
スペイン	7	5	5	5	2											
チェコ	0	4		4												
ドイツ	4	11	4	10				1				1				
フランス	4	6	2	3	2	2		1				1				
ベルギー	1	4	1	4												
ポーランド	2	4	1	4	1											
ポルトガル	1	3	1	3												
ラトビア	2	4	1	4											1	
リトアニア	3	3	3	2												1
ルーマニア	2	2	2	2												
ロシア	5	6	2	5	1		2	1			1	1	1			
ガーナ	2	1	2	1												
カメルーン	2	3	1	2			1	1				1	1			
タンザニア	4	2	1	1			3	1					3	1		
ナイジェリア	21	12	15	8	5	2	1	2		1	1	1				
南アフリカ	0	3		2		1										
オーストラリア	7	9		3	4	4	3	2			3	2				
ニュージーランド	1	3		2	1			1				1				
その他	33	50	21	37	6	7	6	6	0	1	6	5	0	0	0	0

注1: 香港等は香港及びマカオをいう。

第5 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故

1 薬物常用者による犯罪

薬物常用者（覚醒剤常用者、麻薬常用者、大麻常用者、その他の薬物常用者及び有機溶剤等乱用者をいい、中毒症状にあるか否かを問わない。以下同じ。）による刑法犯及び特別法犯の検挙人員を見ると、刑法犯は 832 人（前年比 + 27 人）、特別法犯は 4,070 人（ - 113 人）であった。

薬物常用者のうち、殺人、強盗等の凶悪犯で検挙されたものは 64 人（ + 5 人）、暴行、傷害等の粗暴犯で検挙されたものは 185 人（ + 11 人）であった。

表1-14 薬物常用者による刑法犯及び特別法犯検挙人員の推移

罪種等	年別	平9	平19	平20	平21	平22	平23
刑法犯検挙人員		824	770	809	858	805	832
凶悪犯		60	68	68	72	59	64
殺人		6	19	17	10	17	13
強盗		31	42	39	57	35	42
放火		9	2	6	4	2	1
強姦		14	5	6	1	5	8
粗暴犯		147	162	146	184	174	185
暴行		11	22	23	28	33	34
傷害		85	90	80	99	84	102
脅迫		7	9	5	14	15	16
恐喝		44	41	38	43	42	33
凶器準備集合		0	0	0	0	0	0
窃盗犯		427	349	404	373	372	416
その他		190	191	191	229	200	167
特別法犯検挙人員		6,943	3,774	3,403	3,942	4,183	4,070
銃刀法		51	10	10	23	25	25
その他		6,892	3,764	3,393	3,919	4,158	4,045

2 薬物に起因する事故

薬物に起因する乱用死者数等（乱用死、自殺及び自傷並びに交通事故による死傷者数をいう。）は 74 人（前年比 + 26 人）であった。その内訳は、乱用死が 24 人（ + 12 人）、自殺が 7 人（ + 3 人）、自傷が 5 人（ + 4 人）、交通事故が 38 人（ + 7 人）であった。

表1-15 薬物に起因する乱用死者数等の推移

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23
合計		50	27	58	48	74
乱用死		13	11	17	12	24
自殺		5	4	5	4	7
自傷		3	3	7	1	5
交通事故		29	9	29	31	38

第6 事例

所持・使用等事犯

【事例1 - 1】女子高校生による覚醒剤所持事件（1月・奈良県警察）

女子高校生(17)宅を捜索した結果、鞆内から覚醒剤約0.1グラムを発見したことから、覚せい剤取締法違反（所持）で逮捕した。

【事例1 - 2】公立中学校教員による覚醒剤所持事件（2月・警視庁）

警察官から職務質問を受けた公立中学校教員の男(28)がショルダーバッグ内に覚醒剤約0.8グラムを隠し持っていたことから、覚せい剤取締法違反（所持）等で逮捕した。

【事例1 - 3】開業医による覚醒剤使用事件（5月・大阪府警察）

電車内に覚醒剤やガラスパイプの入った鞆を遺失した開業医の男（45）の採尿を実施した結果、覚醒剤の使用事実が明らかとなったことから、覚せい剤取締法違反（使用）で逮捕した。

【事例1 - 4】死体遺棄被疑者による覚醒剤使用事件（6月・栃木県警察）

出産した男児の処置に困った母親（27）が、知人の男(32)宅の押し入れに男児の遺体を遺棄した事件で、その遺体から覚醒剤の成分が検出されたことから、妊娠中に覚醒剤を使用していたことが裏付けられ、母親と知人の男を覚せい剤取締法違反（共同使用）で逮捕した。

【事例1 - 5】市職員による覚醒剤使用事件（6月・愛知県警察）

覚醒剤譲受けの容疑で市職員の男(45)方の捜索を行うとともに採尿を実施した結果、覚醒剤の使用事実が明らかになったことから、覚せい剤取締法違反（使用）で逮捕した。

【事例1 - 6】音楽イベント主催者による大麻・麻薬所持等事件（7月・警視庁）

音楽イベント会場を捜索した結果、主催者の会社員の女（32）や客の男女が大麻、MDMAを使用していることが判明したことから、大麻取締法違反（所持）、麻薬及び向精神薬取締法違反（施用）で逮捕した。

【事例1 - 7】自動車運転過失致傷被疑者による覚醒剤使用事件（9月・埼玉県警察）

自転車の男性を自動車ではねた自動車運転過失致傷罪で逮捕した男(65)の採尿を実施した結果、覚醒剤の使用事実が明らかとなったことから、覚せい剤取締法違反（使用）で再逮捕した。

【事例 1 - 8】新生児の尿鑑定により発覚した覚醒剤使用事件（10月・京都府警察）

出生した男児の尿から覚醒剤の成分が検出されたことから、母親(26)の覚醒剤使用事実が明らかとなり、覚せい剤取締法違反（使用）で逮捕した。

密売事犯

【事例 1 - 9】暴力団幹部らによる覚醒剤密売事件（5月・神奈川県警察）

マンション共有部分に覚醒剤を隠匿して密売していた稲川会系組織幹部（64）ほか1人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）で逮捕し、覚醒剤約11グラムを押収するとともに、顧客等4人を同法違反（所持）で逮捕した。

【事例 1 - 10】暴力団幹部らによる覚醒剤密売事件（6月・埼玉、福岡、岡山県警察）

コインパーキングに駐車した自動車の中に覚醒剤を隠匿し、宅配便等により密売していた住吉会系組織幹部(63)ら5人を覚せい剤取締法違反(営利目的所持等)で逮捕し、覚醒剤約170グラムを押収するとともに、顧客等14人を同法違反（所持、使用等）で逮捕した。

【事例 1 - 11】密売用車両のための駐車場貸与による覚醒剤密売幫助事件

（6月・愛知県警察）

イラン人グループに覚醒剤密売用車両の駐車場3か所を貸与していた自営業の男(32)を麻薬特例法違反（業としての譲渡し）幫助で逮捕した。

【事例 1 - 12】イラン人による覚醒剤密売事件（6月・三重県警察）

覚醒剤を密売していたイラン人の男（31）ら2人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）で逮捕するとともに、自宅や使用車両内から覚醒剤約85グラム、大麻、コカイン等を押収した。

【事例 1 - 13】弁当配達を装った覚醒剤密売事件（11月・大阪府警察）

自転車のかごに弁当と覚醒剤が入った菓子箱を入れ、弁当の配達に見せかけて覚醒剤を密売していた無職の男（63）ら9人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡等）で逮捕するとともに、覚醒剤約30グラムを押収した。

密輸事犯

【事例 1 - 14】中国人男女による覚醒剤密輸入事件（2月・埼玉県警察）

香港から航空機に搭乗して粉ミルク入りの箱に隠匿した覚醒剤を密輸入した中国人の

男女2人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約7キロを押収した。

【事例1 - 15】暴力団幹部を首謀者とする覚醒剤密輸入事件（3月・福岡、熊本県警察）

中国から航空機に搭乗して土産物に見せ掛けるためチョコレートの中に隠匿した覚醒剤を密輸入した建設業の男（50）ら2人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕し、覚醒剤約2.4キロを押収するとともに、その後の捜査により、首謀者である住吉会系組織幹部の男（47）を逮捕した。

【事例1 - 16】輸入車の燃料タンクに覚醒剤水溶液を隠匿した覚醒剤密輸入事件

（6月・神奈川県警察）

覚醒剤約64キロを溶解した水溶液を中古自動車2台の燃料タンク内に隠匿し、同自動車をコンテナに詰めて、アラブ首長国連邦から貨物船を利用して密輸入した男（61）ら4人を覚せい剤取締法違反（営利目的共同所持等）で逮捕した。

【事例1 - 17】カメルーン人による覚醒剤密輸入事件（9月・栃木県警察）

器物損壊の被疑者として逮捕したカメルーン人の男（38）が、カメルーン共和国から航空機に搭乗し、体内に隠匿した覚醒剤約233グラムを密輸入したことが判明したことから、同人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕し、その後の捜査により、行動を共にしていたナイジェリア人の男（40）を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）で逮捕した。

【事例1 - 18】フィリピン人船員による船舶利用の覚醒剤密輸入事件（10月・警視庁）

中国からアメリカ経由の貨物船を利用して覚醒剤を密輸入したフィリピン人船員の男（32）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約6.3キロを押収した。

【事例1 - 19】中国人船員による船舶利用の覚醒剤密輸入事件

（11月・岡山、神奈川、福岡県警察）

中国から入港した貨物船の船員である中国人の男（30）ら2人が、港近くで荷受人の中国人の男と覚醒剤の受け渡しをしたことから、覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約3キロを押収した。

薬物乱用者による犯罪

【事例 1 - 20】覚醒剤乱用者によるひったくり事件（1月・警視庁）

覚せい剤取締法違反（所持）で逮捕した無職の男（42）が、覚醒剤を買うために連続ひったくりを行っていたことが判明したため、窃盗で再逮捕した。

【事例 1 - 21】覚醒剤乱用者による殺人未遂事件（1月・茨城県警察）

ホームセンター駐車場において男子中学生が背中等を刺されて重傷を負った殺人未遂事件で、逮捕した男（34）が犯行時に覚醒剤を使用していた事実が判明した。

【事例 1 - 22】覚醒剤使用の発覚をおそれた保護責任者遺棄致死等事件（4月・警視庁）

覚醒剤を注射した男性が死亡したため、その発覚をおそれ遺体を山林に放置した事件で、元同僚の塗装工の男（29）ら2人を保護責任者遺棄致死等で逮捕するとともに、別の塗装工の男（17）を死体遺棄で逮捕した。

【事例 1 - 23】覚醒剤乱用者による建造物損壊等事件（4月・栃木県警察）

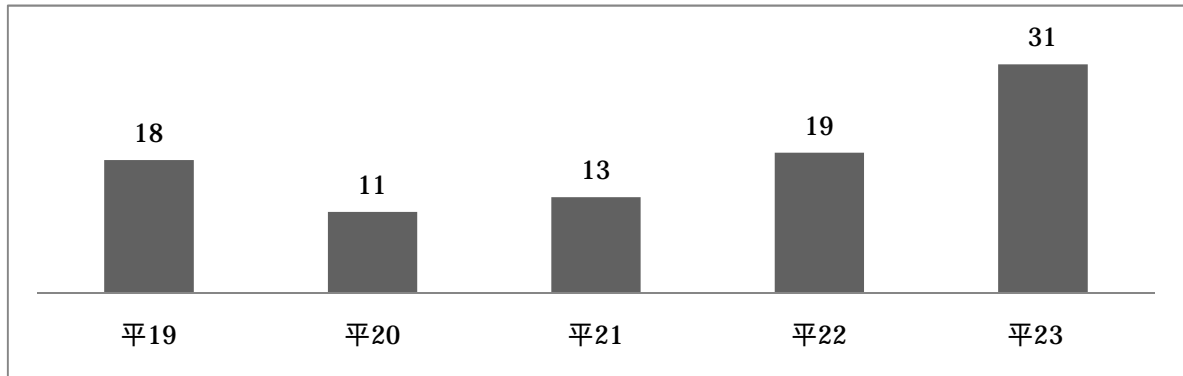
警察署に車両で突入し、正面玄関・待合室を損壊させ、来署者を負傷させた事件で、逮捕した男（32）が犯行時に覚醒剤を使用していた事実が判明した。

【サイバー空間における薬物情勢】

1 インターネットを利用した薬物密売事犯(広告違反、あおり・唆しのみの事犯を含む。)の検挙状況

(1) 検挙状況

平成 23 年中においては、インターネットを利用した薬物密売事犯(広告違反、あおり・唆しのみの事犯を含む。)を 31 事件() (前年比 + 12 事件) 検挙し、サイトへの書き込み者ら 55 人(+ 29 人)を検挙した。



() 同一の被疑者で関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上した。

(2) 主な事例

・ インターネット掲示板を利用した覚醒剤密売事件

(5 月・京都府警察、徳島、長崎県警察)

インターネット掲示板に覚醒剤等薬物の密売広告を書き込み覚醒剤等を郵送し密売していた無職の男(43)を覚せい剤取締法違反(営利目的所持)等で逮捕し、覚醒剤約 1.7 グラム等を押収するとともに、覚醒剤の購入者等 14 人を覚せい剤取締法違反(使用)で逮捕した。

・ 出会い系サイトを利用した暴力団組員等による覚醒剤密売事件

(7 月・警視庁)

覚醒剤の末端乱用者の供述等を端緒に出会い系サイトを利用して覚醒剤を密売していた住吉会系組織組員(34)ほか 1 人を覚せい剤取締法違反(営利目的譲渡)等で逮捕し、覚醒剤約 40 グラムを押収するとともに、覚醒剤の購入者 2 人を覚せい剤取締法違反(使用)で逮捕した。

・ インターネット掲示板を利用した暴力団組員等による覚醒剤等密売事件

(11 月・神奈川、香川県警察)

インターネット掲示板に覚醒剤等薬物の密売広告を書き込み覚醒剤等を密

売していた松葉会系組織組員（20）ほか 12 人を覚せい剤取締法違反（営利目的共同所持）等で逮捕し、覚醒剤約 85 グラム、乾燥大麻約 1.4 キロほかを押収するとともに、覚醒剤の購入者等 14 人を覚せい剤取締法違反（所持）等で逮捕した。

2 インターネットを利用して薬物を購入した者の検挙状況等

平成 23 年中においては、全薬物事犯の単純所持、単純使用（施用）及び単純譲受で検挙された者のうちインターネット上の薬物密売サイトを利用したことが判明した者は 337 人であった。

また、1（1）に記載の 31 事件に関し、インターネットを利用して薬物を購入した者 83 人を検挙した。このほかにも、これらの事件の捜査の過程において、少なくとも約 790 人の者が薬物を購入したことがうかがわれ、また、サイバー空間には多数の薬物密売に関する書き込みがあることから、薬物購入の容易なインフラであるインターネットの利用による薬物乱用の拡散が懸念される。

第2章 銃器情勢

平成23年中における銃器情勢の特徴としては、

- 1 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数が増加し、全発生件数は増加した。
- 2 銃器使用事件の発生は全体的に減少し、殺人事件は横ばいであるが、強盗事件は減少した。
- 3 拳銃の押収丁数は増加し、暴力団構成員等からの押収も増加した。
- 4 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は微増し、暴力団構成員等の検挙人員も増加した。

等が挙げられ、依然として銃器発砲事件の発生は、平穏な市民生活に対する現実の脅威であるほか、暴力団等による組織防衛や拳銃隠匿の巧妙化・分散化等銃器の潜在化傾向が続いていることが懸念される。

このような状況を踏まえ、警察においては、引き続き銃器発砲事件等に対する捜査を推進するとともに、拳銃110番報奨制度の活用を含めた拳銃情報の収集を強化するほか、様々な捜査手法を駆使して拳銃の摘発を強力に推進する。

第1 銃器犯罪情勢

1 銃器発砲事件

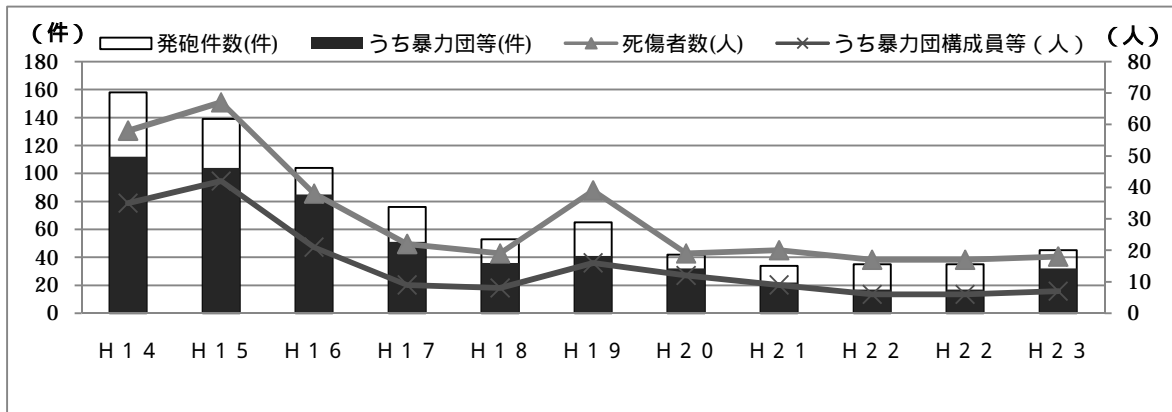
(1) 発生状況

銃器発砲事件¹の発生件数は、45件（前年比+10件）と増加した。また、死傷者数は18人（+1人）であり、そのうち死者数は8人（-3人）、負傷者数は10人（+4人）であった。

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は33件（+16件）と大きく増加し、道仁会と九州誠道会との対立抗争に起因する銃器発砲事件が9件発生した。

銃器発砲事件の発生件数及び死者数は、暴力団等によるとみられるものも含めて、長期的には減少傾向にあるものの、平成23年中は前年を上回った。特に暴力団等によるとみられる企業を対象とした拳銃使用の加害行為事案や、繁華街、住宅街等市民の身近な場所における拳銃使用事件が発生しており、依然として暴力団等による拳銃発砲事件は社会の大きな脅威であり、予断を許さない状況にある。

図表 2 - 1 銃器発砲事件及び死傷者の推移



区分	年別	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23
発砲件数	発砲件数	158	139	104	76	53	65	42	34	35	45
	うち暴力団等	112	104	85	51	36	41	32	22	17	33
	うち対立抗争	21	32	19	11	0	12	3	1	0	9
	構成比率(%)	70.9	74.8	81.7	67.1	67.9	63.1	76.2	64.7	48.6	73.3
うちその他・不明	46	35	19	25	17	24	10	12	12	18	12
死傷者数	死傷者数	58	67	38	22	19	39	19	20	17	18
	死者数	24	35	17	10	2	21	10	7	11	8
	うち暴力団構成員等	19	24	12	6	1	11	8	4	3	2
	構成比率(%)	79.2	68.6	70.6	60.0	50.0	52.4	80.0	57.1	27.3	25.0
負傷者数	負傷者数	34	32	21	12	17	18	9	13	6	10
	うち暴力団構成員等	16	18	9	3	7	5	4	5	3	5
	構成比率(%)	47.1	56.3	42.9	25.0	41.2	27.8	44.4	38.5	50.0	50.0

注1：発砲件数に係る「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれるものを含む。

注2：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。

1：「銃器発砲事件」とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。

(2) 銃種別の発生状況

銃器発砲事件（45件）のうち、拳銃が使用されたのは40件と多数を占めており、残り5件は、猟銃等（散弾銃、ライフル銃）が使用された。

表2-1 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23
発砲件数	発砲件数	65	42	34	35	45
	拳銃	54	42	33	31	40
	猟銃等	11	0	1	4	5
	小銃等	0	0	0	0	0
	その他・不明	0	0	0	0	0

注1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

2 銃器使用事件

(1) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件の認知件数²は減少傾向で推移しており、平成23年中も180件(前年比-25件、-12.2%)と減少した。

罪種別では、殺人は19件(±0件)、強盗は44件(-16件)、その他は117件(-9件、-7.1%)であった。

表2-2 銃器使用事件の認知件数

区分		年別	平19	平20	平21	平22	平23
銃器及び銃器様のもの			324	275	253	205	180
拳銃及び拳銃様のもの			183	139	162	126	100
殺人	銃器		34	19	14	19	19
	拳銃及び拳銃様のもの		27	19	12	16	17
強盗	銃器		94	75	100	60	44
	拳銃及び拳銃様のもの		79	67	95	57	37
その他	銃器		196	181	139	126	117
	拳銃及び拳銃様のもの		77	53	55	53	46

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備を含む。

2：「銃器使用事件」とは、犯罪供用物として銃砲及び銃砲様のものを使用した事件をいう。

(2) 銃器使用事件の検挙状況

銃器使用事件の検挙件数は、112件(-40件、-26.3%)と減少し、そのうち暴力団構成員等の検挙件数は、31件(-2件)であった。

罪種別では、殺人が7件(-4件)、強盗が29件(-6件)、その他は76件(-30件、-28.3%)であった。そのうち暴力団構成員等の検挙件数では、殺人は5件(-2件)、強盗が8件(-4件)、その他が18件(+4件)であった。

表2-3 銃器使用事件の検挙件数

区分		年別	平19	平20	平21	平22	平23
検挙件数			203	148	178	152	112
暴力団等			77	42	64	33	31
検挙率(%)			62.7	53.8	70.4	74.1	62.2
殺人	検挙件数		19	15	16	11	7
	暴力団等		16	10	14	7	5
強盗	検挙件数		66	51	66	35	29
	暴力団等		20	15	21	12	8
その他	検挙件数		118	82	96	106	76
	暴力団等		41	17	29	14	18

第2 銃器事犯取締状況

1 拳銃等の押収状況

(1) 拳銃の押収状況

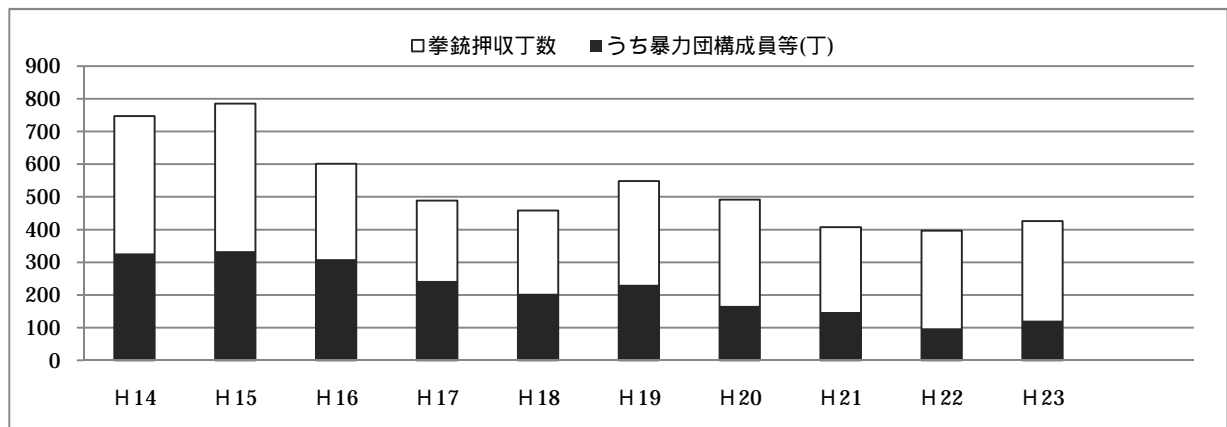
拳銃の押収丁数は、暴力団構成員等からの押収を含めて、長期的には減少傾向にあるが、平成 23 年中は 426 丁（前年比 +29 丁、+7.3%）と増加し、そのうち真正拳銃は 375 丁（うち密造拳銃 20 丁）（+19 丁、+5.3%）、改造拳銃は 51 丁（+10 丁、+24.4%）であった。

暴力団構成員等から押収した拳銃は 123 丁（+25 丁、+25.5%）と増加し、組織別で見ると、山口組が 55 丁（44.7%）、稲川会が 17 丁（13.8%）、住吉会が 13 丁（10.6%）、その他が 38 丁（30.9%）であった。山口組系組織のうち弘道会系組織からの押収は 12 丁であった。

また、暴力団構成員等の組織内の地位で見ると、首領が 7 人（6.7%）、幹部が 20 人（19.2%）、組員が 27 人（26.0%）、準構成員（周辺者）が 50 人（48.1%）であった。

暴力団構成員等以外から押収した拳銃 303 丁のうち、真正拳銃は 263 丁であり、そのうち旧軍用拳銃が 125 丁（47.5%）であった。

図表 2 - 2 拳銃の押収状況の推移



区分		年別										
		平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	
押収丁数		747	785	601	489	458	548	492	407	397	426	
暴力団構成員等		327	334	309	243	204	231	166	148	98	123	
構成比率(%)		43.8	42.5	51.4	49.7	44.5	42.2	33.7	36.4	24.7	28.9	
(組織別)	山口組	114	118	142	121	103	83	84	69	45	55	
	同上比率(%)	34.9	35.3	46.0	49.8	50.5	35.9	50.6	46.6	45.9	44.7	
	稲川会	51	32	33	24	45	25	22	13	13	17	
	同上比率(%)	15.6	9.6	10.7	9.9	22.1	10.8	13.3	8.8	13.3	13.8	
	住吉会	34	93	47	17	24	24	23	29	19	13	
	同上比率(%)	10.4	27.8	15.2	7.0	11.8	10.4	13.9	19.6	19.4	10.6	
	その他	128	91	87	81	32	99	37	37	21	38	
同上比率(%)	39.1	27.2	28.2	33.3	15.7	42.9	22.3	25.0	21.4	30.9		
その他・不明		420	451	292	246	254	317	326	259	299	303	
構成比率(%)		56.2	57.5	48.6	50.3	55.5	57.8	66.3	63.6	75.3	71.1	

(2) 銃種別押収状況

押収した真正拳銃 375 丁を製造国別で見ると、最も多いのがアメリカ製の 134 丁（構成比率 35.7%）で、次いで日本製が 81 丁（21.6%）、ベルギー製が 32 丁（8.5%）、中国製が 21 丁（5.6%）、ロシア（旧ソ連を含む）製が 14 丁（3.7%）、フィリピン製及びドイツ製が各 13 丁（3.5%）であった。

表2-4 押収拳銃の真正・改造別内訳

年別		平19	平20	平21	平22	平23
区分						
押収丁数		548	492	407	397	426
	真正拳銃	513	464	379	356	375
	構成比率 (%)	93.6	94.3	93.1	89.7	88.0
(製造国別)	アメリカ	153	130	104	90	134
	中国	31	19	23	19	21
	フィリピン	21	25	13	12	13
	ロシア(旧ソ連)	26	22	14	20	14
	ブラジル	19	17	16	13	9
	ベルギー	32	52	32	34	32
	イタリア	22	5	7	5	2
	ドイツ	21	27	22	15	13
	スペイン	12	8	10	16	12
	日本	64	95	71	77	81
	その他	20	4	4	4	10
	不明	92	60	63	51	34
	改造拳銃	35	28	28	41	51
	構成比率 (%)	6.4	5.7	6.9	10.3	12.0

注1：「真正拳銃」とは、拳銃機能（金属性弾丸を発射する機能）を有する目的で製造されたものをいう。

注2：「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

また、銃種別に見ると、最も多いのはS & Wが 41 丁（10.9%）、次いでトカレフ型が 29 丁（7.7%）、ブローニングが 22 丁（5.9%）等であった。

表2-5 押収した真正拳銃の銃種別内訳

年別		平19	平20	平21	平22	平23
区分						
真正拳銃の押収丁数		513	464	379	356	375
トカレフ型	主に中国製	26	26	19	20	29
S & W	主にアメリカ製	53	50	30	27	41
パルティック	フィリピン製	13	16	4	11	8
ブローニング	ベルギー製	29	39	25	32	22
マカロフ型	主にロシア製	27	27	13	19	9
ロッシ	ブラジル製	7	8	5	8	1
その他		358	298	283	239	265

(3) 自首減免の対象となった拳銃の押収状況

押収した拳銃 426 丁のうち、自首減免の対象となったものは 17 丁（ - 18 丁）であり、全体の 4.0%であった。そのうち暴力団構成員等の提出に係るものは 9 丁（ - 17 丁）であった。

表2-6 自首減免対象となった拳銃の押収状況

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23
押収丁数		548	492	407	397	426
自首		29	37	45	35	17
構成比率(%)		5.3	7.5	11.1	8.8	4.0
暴力団構成員等		20	24	30	26	9
構成比率(%)		69.0	64.9	66.7	74.3	52.9

(4) 小銃等の押収状況

小銃等（小銃、機関銃及び砲）の押収丁数は12丁（-14丁）であり、そのうち暴力団構成員等からの押収は3丁（+3丁）であった。

表2-7 小銃等の押収状況

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23
押収丁数		17	18	17	26	12
暴力団構成員等		2	1	0	0	3
構成比率(%)		11.8	5.6	0.0	0.0	25.0

(5) インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は24丁（-8丁）であった。

表2-8 インターネット関連の拳銃押収状況

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23
押収丁数		24	37	12	32	24
暴力団構成員等		0	2	0	1	0
構成比率(%)		0.0	5.4	0.0	3.1	0.0

(6) 拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃110番報奨制度」の平成23年中の架電数は1,145件であり、本通報を端緒とする拳銃の押収丁数は8丁、報奨金額は123万円であった。

2 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

検挙した銃刀法違反事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は164件（前年比-14件、-7.9%）、検挙人員は160人（+2人、+1.3%）であった。そのうち、暴力団構成員等が関与する事件の検挙件数は94件（+9件）、検挙人員は99人（+22人）であった。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別内訳で見ると、山口組が51人（+10人）（構成比率51.5%）、稲川会が9人（+2人）（9.1%）、住吉会が14人（+5人）（14.1%）

であり、これらで全体の74.7%を占めている。

表2-9 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23
検挙件数		240	250	215	178	164
暴力団等		136	143	129	85	94
構成比率(%)		56.7	57.2	60.0	47.8	57.3
検挙人員		241	234	209	158	160
暴力団構成員等		150	143	130	77	99
構成比率(%)		62.2	61.1	62.2	48.7	61.9

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23
検挙件数		136	143	129	85	94
山口組		76	68	55	42	45
構成比率(%)		55.9	47.6	42.6	49.4	47.9
稲川会		17	17	11	10	10
構成比率(%)		12.5	11.9	8.5	11.8	10.6
住吉会		17	14	35	16	13
構成比率(%)		12.5	9.8	27.1	18.8	13.8
その他		26	44	28	17	26
構成比率(%)		19.1	30.8	21.7	20.0	27.7
検挙人員		150	143	130	77	99
山口組		79	78	54	41	51
構成比率(%)		52.7	54.5	41.5	53.2	51.5
稲川会		28	16	16	7	9
構成比率(%)		18.7	11.2	12.3	9.1	9.1
住吉会		18	12	37	9	14
構成比率(%)		12.0	8.4	28.5	11.7	14.1
その他		25	37	23	20	25
構成比率(%)		16.7	25.9	17.7	26.0	25.3

3 密輸入事件の摘発状況

平成23年中は、拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発はなかった。

表2-10 拳銃等密輸入事件の摘発状況

区分	年別	平19	平20	平21	平22	平23
検挙件数		6	3	4	4	0
暴力団等		0	0	0	0	0
構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
拳銃密輸入事件		3	1	1	1	0
構成比率(%)		50.0	33.3	25.0	25.0	0.0
検挙人員		7	3	4	4	0
暴力団構成員等		0	0	0	0	0
構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
拳銃密輸入事件		4	1	1	1	0
構成比率(%)		57.1	33.3	25.0	25.0	0.0
拳銃押収丁数		3	1	1	0	0
暴力団構成員等		0	0	0	0	0
構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注：検挙件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件(予備を含む。)のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

第3 事例

対立抗争事件に起因するとみられる発砲事件

【事例2 - 1】道仁会系組織組員による拳銃使用の殺人事件（4月・佐賀県警察）

病院において車両に乗車しようとした九州誠道会系組織組員らが拳銃で撃たれ、同組織幹部が胸部を撃たれて死亡、同組織元幹部が頸部を負傷した事件で、その後の捜査により道仁会系組織の男(58)を逮捕した。

【事例2 - 2】九州誠道会系組織組員に対する拳銃使用の殺人事件（9月・佐賀県警察）

飲食店駐車場において同店の改装作業をしていた九州誠道会系組織組員が拳銃で上半身を撃たれて死亡した。

【事例2 - 3】道仁会系組織組員に対する拳銃使用の殺人未遂事件（9月・熊本県警察）

居住するアパート前において道仁会系組織組員が顔面等を拳銃で撃たれて負傷した。

【事例2 - 4】九州誠道会系組織組員に対する拳銃使用の殺人未遂事件

（9月・福岡県警察）

路上において車両に乗車しようとした九州誠道会系組織幹部が拳銃で撃たれ肩等を負傷した。

発砲事件

【事例2 - 5】スーパー駐車場における拳銃使用の殺人未遂事件（1月・茨城県警察）

スーパーマーケット駐車場において、店長が近付いてきた男に拳銃で撃たれ両大腿部を負傷した。

【事例2 - 6】スーパーにおける拳銃使用の強盗致傷事件（1月・北海道警察）

スーパーマーケット事務所に押し入った2人組が、店員をバールで殴打し負傷させて現金を強奪し、拳銃を発砲した事件で、その後の捜査により、男(69)ら2人を銃刀法違反(拳銃所持)等で逮捕するとともに、男の自宅から拳銃1丁、実包6個等を押収した。

【事例2 - 7】建設会社社員に対する拳銃使用の殺人未遂事件（2月・福岡県警察）

病院関連施設の工事事務所に侵入した男が拳銃を発砲し、跳弾により男性社員が腹部を負傷した。

【事例2 - 8】山口組系組織組員による拳銃使用の殺人未遂事件（4月・徳島県警察）

高速道路料金所付近の待避所において、車を止めて車外にいた山口組系組織組員が拳銃で撃たれ大腿部等を負傷した事件で、その後の捜査により、同組系組織幹部(48)ら2人を逮捕した。

【事例 2 - 9】住吉会系組織関係箇所に対する拳銃発砲事件（8月・埼玉県警察）

住吉会系組織組長を殺害する目的で拳銃を発砲して同人宅窓ガラス等を損壊し、さらに拳銃を発砲して同組織事務所のガラス戸等を損壊した同組織幹部(56)を殺人未遂等で逮捕した。

【事例 2 - 10】建設会社役員に対する拳銃使用の殺人事件（11月・福岡県警察）

建設会社役員の男性が、自宅前で車から降りたところを男に拳銃で肩等を撃たれ死亡した。

拳銃所持事件

【事例 2 - 11】住吉会系組織組員による拳銃所持事件（1月・茨城、福島県警察）

コンビニエンスストア駐車場において、拳銃 2 丁及び覚醒剤を隠し持っていた住吉会系組織組員(41)を銃刀法違反（複数所持）等で逮捕するとともに、同人宅から拳銃実包 15 個を押収した。

【事例 2 - 12】道仁会系組織幹部らによる拳銃加重所持事件（3月・佐賀県警察）

公営団地において住民が物置床下からバッグに入った拳銃 1 丁、実包 7 個を発見した事件で、その後の捜査により、道仁会系組織幹部(34)ら 2 人を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 13】稲川会系組織組員らによる拳銃加重所持事件（4月・神奈川県警察）

稲川会系組織組員(42)の交際相手の女性宅から機関拳銃等 2 丁と適合実包等 74 個等を押収したことから、同組員や交際相手ら 4 人を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 14】山口組系組織幹部による拳銃加重所持事件（4月・警視庁）

山口組系組織幹部(54)宅において拳銃 2 丁と適合実包等 33 個等を押収し、同人ら 2 人を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 15】工藤會系組織組員らによる拳銃加重所持事件（5月・山口県警察）

工藤會系組織組員(44)宅において拳銃 1 丁と適合実包 46 個を押収し、同人及び妻を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 16】無職男による拳銃大量所持事件（6月・福岡県警察）

覚せい剤取締法違反事件で逮捕した男(38)の関係箇所を捜索した結果、拳銃 10 丁、機関銃等 4 丁を押収し、その後の捜査により、同人を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 17】山口組系組織組長らによる拳銃加重所持事件

（9月・香川、福岡、岡山県警察）

山林や空地の土中に隠した拳銃3丁、拳銃実包43個を押収したことから、山口組系組織組長(60)と幹部(49)を銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕した。

【事例2 - 18】山口組系組織組長らによる拳銃加重所持事件(10月・北海道警察)

職務質問した男(57)が紙袋内に拳銃1丁、拳銃実包11個を所持していたことから、これを押収して同人を銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕するとともに、その後の捜査により、同人に拳銃の保管を指示する等した山口組系組織組長(68)を同法違反(拳銃加重所持)で逮捕した。

【事例2 - 19】拳銃マニアによる拳銃大量所持事件(10月・静岡県警察、警視庁)

拳銃マニアの男(59)の自宅において拳銃8丁、手製実包を含む拳銃実包7個等を押収したことから、同人を銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕した。

【事例2 - 20】男2人による拳銃大量所持事件(11月・兵庫県警察)

男(44)ら2人の自宅を捜索した結果、拳銃8丁、散弾銃1丁を押収したことから、同人らを銃刀法違反(拳銃等所持)で逮捕した。

【事例2 - 21】住吉会系組織組長らによる拳銃加重所持事件(12月・福島、宮城県警察)

大麻取締法違反事件で捜索した男(22)の自宅から拳銃2丁、拳銃実包43個を押収したことから、同人や住吉会系組織組長(29)ら4人を銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕した。

【事例2 - 22】稲川会系組織幹部らによる拳銃加重所持事件(12月・警視庁)

資材置場に駐車した自動車内に拳銃3丁、拳銃実包16個を隠していた稲川会系組織幹部(36)らを銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕した。